

厚木市公告

地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 3 日

厚木市長 山 口 貴 裕

1 入札に付する事項

契約件名、契約期間、業務概要及び履行場所等は「新庁舎ネットワークサービス等利用契約 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）に記載のとおりです。

2 入札参加資格

入札に参加する者は次に掲げる要件を全て満たしていることを要します。この場合において、(1)イ及びサ以外の要件については入札参加資格確認申請期限から落札決定までの間について、満たしていることを要します。

(1) 各業務に共通する事項

- ア 当該業務調達案件に係る業種について厚木市の入札参加資格を有することを市長が認定した者又はその者の営業を継承していると認められる者であること。
- イ 当該業務に係る入札説明書を入手した者であること。
- ウ 入札金額に対応した内訳書を提出できる者であること。
- エ 厚木市工事請負契約に係る入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止期間中の者でないこと。
- オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- カ 2 年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- キ 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ク 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- ケ 厚木市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団

員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

コ 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。

サ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 案件別事項

入札説明書に記載のとおりです。

3 入札参加資格確認申請に係る書類の提出について

入札説明書に記載のとおりです。

4 入札書の提出に係る留意事項

(1) 入札の提出方法については入札説明書に記載のとおりです。

(2) 入札書には消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

(3) 入札執行回数は原則として 1 回としますが、開札の結果、予定価格以下の入札がない場合は再度入札を 1 回行います。ただし、再度入札を行う場合において、1 回目の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者については再度入札に参加することはできません。

(4) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 入札参加資格を満たさない者が行った入札

イ 入札参加資格確認に必要な書類を提出しなかった者が行った入札

ウ 入札参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

エ 入札に関する条件に違反した入札

オ 契約締結前に当該入札に係る談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

(5) 入札書の作成及び提出に要する費用等は提出者の負担とします。

(6) 辞退する場合は辞退届を提出してください。

(7) 入札書提出期限を過ぎた場合は辞退とみなします。その際も辞退届を提出してください。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除します。

(2) 契約保証金は契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとします。この場合に、利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第 3 条に規定する金融機関をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。なお、落札者が履行保

証保険契約の締結を行った場合は契約保証金の納付を免除するものとします。

また、厚木市契約規則第 31 条第 3 号に掲げる契約保証金の納付を免除する取扱いについては厚木市ホームページの「入札・契約」に掲載している「契約保証金免除の取扱いについて」によることとします。

6 落札候補者及び落札者の決定

- (1) 入札参加者は仕様書、図面、その他本市が提示する資料に基づいた入札書を提出することとし、予定価格の制限の範囲内で最も低い入札金額を提示した者を落札者として決定します。
- (2) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。
- (3) 最低の価格をもって入札を行った者が 2 者以上ある場合はくじ引きにより決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。
- (4) 入札の結果は入札書を提出した者全員にメールで通知します。通知に当たっては落札候補者名及び落札金額を記載します。

7 落札候補者の提出書類

落札候補者は速やかに誓約書を電子メールにより提出してください。

8 その他

- (1) 契約書の作成を要します。この場合において、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 落札者が契約締結までに入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (4) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (5) 開札後であっても、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には入札を無効とすることがあります。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、厚木市契約規則及び厚木市の入札に参加することができる者の資格等に関する規程の定めるところによります。